

### 巻末3 盛岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

令和7年5月22日  
規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書及び許可証)

第2条 法第7条第1項（法第24条第2項又は第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の証明書は、様式第1号によるものとする。

2 法第7条第2項の許可証は、様式第2号によるものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請に添付する書類)

第3条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事を行おうとする土地の公図の写し及び登記事項証明書

(2) 許可を受けようとする者が、個人の場合にあっては最近3年間の所得税に係る納税証明書、法人の場合にあっては最近3年間の法人税に係る納税証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(宅地造成等に関する工事の協議の申出)

第4条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第15条第1項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書に省令第7条第1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第15条第1項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書に省令第7条第2項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の協議申出書の提出があったときは、その内容を審査し、協議が成立した旨又は成立しなかった旨を当該協議申出書を提出した者に通知するものとする。

(宅地造成等に関する工事の着手の届出)

第5条 工事主は、法第12条第1項の許可（法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手届に当該工事の工程計画書を添付して市長に届け出なければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更の許可の申請)

第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第16条第1項の許可を受けようとする者は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第16条第1項の許可を受けようとする者は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第7条 法第16条第2項の規定による届出は、工事軽微変更届出書により行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更の協議の申出)

第8条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書に、省令第37条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書に、省令第37条第2項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第4条第3項の規定は、前2項の規定による変更の協議の申出について準用する。この場合において、同条第3項中「協議申出書」とあるのは、「変更協議申出書」と読み替えるものとする。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部の完了検査)

第9条 工事主は、法第12条第1項の許可を受けた工事のうち宅地造成又は特定盛土等に関するもの(以下この条において「許可工事」という。)の一部が完了し、当該許可工事に係る土地の分割が可能であり、かつ、災害の防止上支障がないと市長が認める場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書にその範囲を示した図書を添付して当該許可工事の一部の完了検査を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、許可工事の一部の完了検査を行うものとする。

3 市長は、前項の一部の完了検査の結果、許可工事が法第13条第1項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査済証を工事主に交付するものとする。

4 工事主は、前項の検査済証の交付を受けたときは、その交付を受けた日から法第17条第2項の検査済証の交付を受ける日までの間、許可工事の現場の見やすい場所に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査済標識(様式第3号)を設置しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第10条 法第19条第1項の規定による報告は、工事定期報告書により行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事等の変更の届出)

第11条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を変更しようとするときは、工事変更届に、変更に係る内容を記載した書類を添付して市長に提出しな

ればならない。

(宅地造成等に関する工事等の中止等の届出)

第12条 法第12条第1項の許可を受けた者又は法第21条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した当該工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止（廃止・再開）届を市長に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事等の完了の届出)

第13条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届を市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に添付する書類)

第14条 省令第58条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、工事を行おうとする土地の求積図その他市長が必要と認める書類とする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に添付する書類)

第15条 省令第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、第3条各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出)

第16条 特定盛土等に関する工事について法第34条第1項の協議を行おうとする者は、第4条第1項の協議申出書に省令第63条第1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第34条第1項の協議を行おうとする者は、第4条第2項の協議申出書に省令第63条第2項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第4条第3項の規定は、前2項の規定による協議の申出について準用する。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手の届出)

第17条 工事主は、法第27条第1項の規定による届出に係る工事又は法第30条第1項の許可（法第34条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）に係る工事に着手したときは、速やかに工事着手届に当該工事の工程計画書を添付して市長に届け出なければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請)

第18条 特定盛土等に関する工事について法第35条第1項の許可を受けようとする者は、省令第67条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第35条第1項の許可を受けようとする者は、省令第67条第2項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第19条 法第35条第2項の規定による届出は、工事軽微変更届出書により行わなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の協議の申出)

第20条 特定盛土等に関する工事について法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議を行おうとする者は、第8条第1項の変更協議申出書に、省令第67条第1項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議を行おうとする者は、第8条第2項の変更協議申出書に、省令第67条第2項に規定する書類のほか、変更に係る内容を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第4条第3項の規定は、前2項の規定による変更の協議の申出について準用する。この場合において、同条第3項中「協議申出書」とあるのは、「変更協議申出書」と読み替えるものとする。

(特定盛土等に関する工事の一部の完了検査)

第21条 第9条の規定は、法第30条第1項の許可を受けた工事のうち特定盛土等に関するものについて準用する。この場合において、第9条第3項中「第13条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、同条第4項中「第17条第2項」とあるのは「第36条第2項」と読み替えるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第22条 法第38条第1項の規定による報告は、工事定期報告書により行わなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の変更の届出)

第23条 法第40条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を変更しようとするときは、工事変更届に、変更に係る内容を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の中止等の届出)

第24条 法第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者又は法第30条第1項の許可を受けた者は、当該届出又は許可に係る工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した当該工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止（廃止・再開）届を市長に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の完了の届出)

第25条 法第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年5月23日から施行する。